

むらかみ出前講座～町内・集落や学校などでご活用ください～

☎ 生涯学習課社会教育推進室 (☎53-2446)

ホームページ



「むらかみ出前講座」は、行政や民間団体の事業内容などについて、担当の職員が直接出向いて説明し、皆さんの学習機会を提供する事業です（一部見学会メニューを除く）。目的に合わせて、町内・集落や学校、企業などでご活用ください。

今年度のおすすめ講座や、利用の多い講座メニューをご紹介します。

出前講座メニュー	担当
防災	
防災講話 ・避難所運営ゲーム ・防災クイズ など5種類	総務課
災害発生時の高齢者などの支援について	介護高齢課
災害ボランティアについて	社会福祉協議会(窓口) 生涯学習課
環境	
地球温暖化と私たちの暮らし 温暖化ってなに	村上市地球環境を守る会(窓口) 環境課
下水道のしくみ	上下水道課
産業・観光	
むらかみのおいしいお魚再発見 森林がもたらす恵みと「いわふね杉」	農林水産課
教育・文化・スポーツ	
座繰り体験【有料】 ※朝日地域で飼育された蚕のまゆ玉から糸を取る作業の体験です	朝日村まゆの花の会(窓口) 生涯学習課
村上市のスポーツ	生涯学習課
村上市の文化財めぐり	生涯学習課

出前講座メニュー	担当
市民生活	
交通安全教室	市民課
本人通知制度について	市民課
数からわかる まちのすがた「むらかみ数字学」	総務課
村上駅周辺まちづくり事業	都市計画課
住まいの将来について考えてみませんか？ ～村上市空き家バンク制度について～	市民課
「ボランティアってなあに？」	社会福祉協議会(窓口) 生涯学習課
介護・健康	
おなか健康教室	新発田ヤクルト販売(株)
応援します！健腸生活	(窓口) 生涯学習課
ハートライフ ～こころの健康づくり～	保健医療課
認知症を知ろう(認知症サポーター養成講座)	介護高齢課

申込方法

- ・おおむね10人以上で申し込んでください。(10人未満の場合は、担当課にご相談ください)
- ・開講予定日の15日前までに、担当課へ申し込んでください。

時間・会場

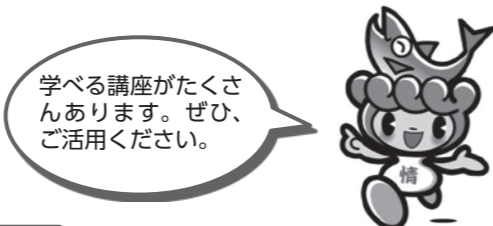
- ・平日・休日ともに、午前9時から午後9時までの2時間以内です。ただし、国・県および民間団体で実施する講座メニューは、平日の午前9時から午後4時までの2時間以内です。
- ・会場は、申込者の希望する市内の集会施設などで行います。なお、会場使用にかかる費用は申込者の負担となります。

受講料

受講料は無料です。(座繰り体験などの一部の講座は有料ですので、事前にご確認ください)

その他

講座の内容は、マナーポータル村上および各地区公民館窓口などに備え付けてある講座メニュー表で確認できます。また、市ホームページをご覧ください。



成年後見制度～自分らしい生き方を支える～

☎ 介護高齢課地域包括支援センター (☎75-8937)

ホームページ



「成年後見制度」は認知症や知的障がい、精神障がいなど判断する能力が不十分な人、1人で決めることに不安や心配のある人に、ご本人の意思を尊重しながらいろいろな契約や手続きを支援する制度です。令和5年6月30日現在、市内では126人が利用しています。

Q.どんな支援をしてくれるの？

生活に必要な範囲で支援を行います。また、認知症や障がいの状態により支援できる範囲が変わります。

○主な支援

- ・福祉サービス・介護の手続きや契約
- ・よく分からずに行った契約の取り消し
- ・入院、施設入所の手続き
- ・保険料・税金の支払いなどお金の出し入れ
- ・定期的な訪問や状況の確認
- ・書類の確認や施設などへの改善の申し入れなど

Q.だれが支援してくれるの？

支援する人は成年後見人(※)と呼ばれ、親族、法律や福祉の専門職、福祉関係の法人、市民後見人などが選任されます。本人の体の様子、暮らし方などを確認して家庭裁判所が決めます。

※ご本人の状態により保佐人・補助人と呼ばれる場合もあります



Q.制度を利用するにはどうしたらいいですか？

地域の相談窓口(市・社会福祉協議会・弁護士・司法書士など)にご相談ください。手続きの必要性や手順を説明します。

【手続きの流れ】

【申し立て準備】

必要な書類(取り寄せ・作成など)や手数料などを準備します。

【申し立て】

家庭裁判所に必要な書類を提出します。

【審判】

後見人などが選任され、成年後見制度が開始します。

※成年後見制度には、認知症や障がいの場合に備えて、一人で決められるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく任意後見制度があります

まずはご相談ください！

成年後見制度に関する相談窓口

- ・介護高齢課 地域包括支援センター (☎75-8937)
- ・福祉課 障がい者基幹相談支援センター (☎75-5830)
- ・村上市社会福祉協議会生活支援課 (☎62-7756)

※「制度についてもっと詳しく知りたい」「利用するのに費用はどれくらいかかるの?」など、お気軽にお問い合わせください